

利用者のために

1 調査の目的

食品産業における食品廃棄物等の年間発生量、再生利用等の実態及び食品廃棄物等のうち可食部・製品廃棄の割合を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月12日公表）に定められた「食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標」等の見直しや、食品ロス削減目標の設定及び食品リサイクル法に基づく施策の推進に資することを目的とする。

2 調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

農林水産省大臣官房統計部及び農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の対象

調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる下表の産業に属する全国の事業所（ただし、食品リサイクル法第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所を除く。）とする。なお、本調査においては、日本標準産業分類に基づく事業所を下表のとおり食品産業に分類を行った。

注：本調査で分類される食品産業と日本標準産業分類の対応は次表のとおり。なお、全ての分類において「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。

本調査で分類される食品産業と日本標準産業分類の対応

業種大分類	業種小分類（27業種）	日本標準産業分類上の分類
食品製造業	畜産食料品製造業	09 食料品製造業
	水産食料品製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	野菜缶詰・果実缶詰・農産	101 清涼飲料製造業
	保存食料品製造業	102 酒類製造業
	調味料製造業	103 茶・コーヒー製造業
	糖類製造業	
	精穀・製粉業	
	パン・菓子製造業	
	動植物油脂製造業	

	その他の食料品製造業 清涼飲料製造業 酒類製造業 茶・コーヒー製造業	
食品卸売業	農畜産物・水産物卸売業 食料・飲料卸売業	52 飲食料品卸売業
食品小売業	各種食料品小売業 野菜・果実小売業 食肉小売業 鮮魚小売業 酒小売業 菓子・パン小売業 その他の飲食料品小売業	58 飲食料品小売業
外食産業	沿海旅客海運業 内陸水運業 宿泊業 飲食店 持ち帰り・配達飲食サービス業 結婚式場業	45 水運業 452 沿海海運業のうち、 4521 沿海旅客 海運業 453 内陸水運業 75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・宅配飲食サービス業 79 その他の生活関連サービス業 796 冠婚葬祭業のうち、 7962 結婚式場業

5 抽出方法

調査実施時期に利用可能な最新の事業所母集団データベースの年次フレームを母集団として、調査の対象に該当する事業所を抽出し、食品リサイクル法に規定する定期報告を行った企業に属する事業所を除外して作成した標本抽出名簿から、産業別、売上金額別に無作為抽出により選定。

令和4年度の調査対象数は9,112事業所、有効回答数は3,828事業所（有効回答率42.0％）である。

注：有効回答数とは、集計に用いた調査対象者の数であり、調査により休・廃業、調査対象外の事業所であることが明らかとなったもの、調査票を回収できなかったもののほか、回収したものの無効回答となったものを除いた数である。

6 調査事項

- (1) 食品廃棄物等の発生状況
- (2) 食品廃棄物等の年間発生量
- (3) 食品廃棄物等発生量のうち可食部・製品廃棄の割合
- (4) 再生利用の実施量
- (5) 熱回収の実施量
- (6) 減量の実施量
- (7) 廃棄物としての処分量
- (8) 事業活動に伴う売上高、製造数量又は客数

7 調査の時期

- (1) 調査対象期間
令和4年度の1年間（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
ただし、この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間。
- (2) 調査実施時期
調査票の配布：令和5年10月上旬
調査票の回収：令和5年11月上旬

8 調査の方法

農林水産省が委託した民間事業者が調査対象者に調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査。

9 集計・推計方法

発生量 Y は、業種ごとに抽出した標本のデータから以下の式により推計した。

$$Y_i = \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

Y_i	: 第 i 業種の推定値
N_i	: 第 i 業種の母集団の大きさ
n_i	: 第 i 業種の標本の大きさ
x_{ij}	: 第 i 業種の j 番目の標本事業所の値
i	: 業種を表す添え字
j	: 標本を表す添え字

なお、発生抑制の実施量は、業種ごとに売上高、製造数量又は客数に対する食品廃棄物等の年間発生量の前回調査結果からの減少量（令和4年度調査結果と平成29年度調査結果との差）を基に推計を行った。

10 実績精度

本統計調査における食品廃棄物等の年間発生量（食品産業計）についての実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと次のとおりである。

単位：％

区分	実績精度	
	食品産業計（全体結果）	統計調査結果
食品製造業	0.2	11.3
食品卸売業	9.5	16.8
食品小売業	3.6	21.0
外食産業	15.2	18.2

注：食品産業計は食品循環資源の再生利用等実態調査（令和４年度）と食品リサイクル法第９条第１項に基づく定期報告を用いて推計した結果のことである。

11 用語の解説

(1) 食品廃棄物等

ア 食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し、製品廃棄等）。

イ 食品の製造、加工又は調理の過程において、副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの（野菜の皮や魚の骨など）。

(2) 可食部・製品廃棄の割合

食品廃棄物等のうち食品が食用に供された後、又は食用に供されずに廃棄されたもの（食べ残し、製品廃棄等）の割合。

(3) 食品循環資源

食品廃棄物等のうち肥料、飼料等への原材料となる有用なものをいう。

(4) 再生利用の実施量

食品廃棄物等のうち自ら又は他業者に委託し、食品循環資源として肥料、飼料等の原材料として利用すること、又は利用するために業者等へ譲渡した量をいい、次のものをいう。

ア 肥料化

食品廃棄物等を、肥料へ加工するために仕向けるものをいう。

イ 飼料化

食品廃棄物等を、飼料へ加工するために仕向けるものをいう。

ウ 菌床培地

食品廃棄物等をきのこ類の栽培のために使用される固形状の培地（いわゆる「きのこ菌床」）の原材料として利用することをいう。

エ メタン化

食品廃棄物等を発酵させ、得られたメタンガスをエネルギーとして利用するために仕向けるものをいう。

オ 油脂及び油脂製品化

食品廃棄物等を、石けん、洗剤、BDF（自動車などを動かす際に用いる「バイオディーゼル燃料」）などの加工用に仕向けるものをいう。

カ 炭化して製造される燃料及び還元剤

食品廃棄物等を石炭やコークスなどの代替燃料の加工用に仕向けるものをいう。

キ エタノール化

食品廃棄物等を、発酵、蒸留などの加工を行い、エタノールを抽出するために仕向けるものをいう。

ク その他

食品廃棄物等を、ア～キ以外の食用品（食品添加物、調味料、健康食品等）、工業資材用（舗装用資材、塗料の原料等）、工芸用等の用途に仕向けるもの及び不明のものをいう。なお、不明のものには、食品廃棄物等の再生利用を外部委託したため、再生利用に仕向けた用途が不明のものを含む。

(5) 熱回収の実施量

食品リサイクル法第2条第6項に基づくもので、食品循環資源を焼却することによって得られる熱を熱のまま又は電気に変換して利用した量をいい、事業所が保有する熱回収が可能な焼却施設によるもののほか、外部に委託することによるものも含む。

(6) 減量した量

発生した食品廃棄物等について、脱水、乾燥、発酵又は炭化の方法により、事業場外に排出される量を減少させた量をいう。

(7) 廃棄物としての処分量

食品廃棄物について、再生利用、熱回収、減量の実施をすることなく、焼却や埋め立て等により廃棄処分した量をいう。

(8) 発生抑制の実施量

仕入れの過程で製造（販売）量に合わせた仕入を行う、製造・調理の段階過程で小ロットの製造を行う、輸送・保管の過程で包装・梱包方法の改善を行う、販売の過程で賞味期限の迫った商品の特価販売を行う等の取組を行い食品廃棄物等の発生を未然に抑制した量であり、本調査では、「集計・推計方法」に記載した方法により推計した。

(9) 再生利用等の実施率

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{当該年度の（発生抑制の実施量＋食品リサイクル法で規定している用途への実施量＋熱回収の実施量} \times 0.95 + \text{減量した量）}}{\text{当該年度の（発生抑制の実施量＋食品廃棄物等の年間発生量）}}$$

12 利用上の注意

- (1) 統計数値は、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 統計表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」：単位に満たないもの（例：400t→0 千 t）
 - 「－」：事実のないもの

13 ホームページ掲載案内

本資料は、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」の「食品循環資源の再生利用等実態調査」で御覧いただけます。

http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/zyunkan_sigen/#y

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 食品産業動向班

電 話：（代表） 03—3502—8111 内線 3717

（直通） 03—3591—0783

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>